

# 第8次鳥取市総合計画「実施計画」

事業名	大規模林道整備事業費補助事業
-----	----------------

会計区分	一般会計	実施主体	市
根拠法令等	鳥取市補助金等交付規則		
ソフト・ハードの区分	ハード	ソフト	●実施(補助)期間自 継続 ～ 至

担当部	農林水産部	担当課	林務水産課
担当係	林務係	内線	2617 課 No. 35020
関係課			

総合計画		基本計画の政策目標 (平成16年度→22年度)	
基本計画	章名	第3章 交流と文化によるまちのにぎわいづくりと地域を支えるものづくり	○森林施業(間伐) 218ha/年 → 265ha/年 ○路網密度 15.2m/ha → 15.6m/ha (森林内の道路整備の状況)
	節名	第2節 地域を支えるものづくり	
	細節名	第2 魅力を秘めた林業の振興	
	施策名	④林業生産基盤の整備 該当ページ 147ページ	
夢があり誇りのもてる20万都市づくりビジョン			
事業区分	新規	継続	● 施策No. 32-02-04

【事務事業・第8次総合計画進捗管理】

事業の目的	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	備考	注意事項
	事業内容	事業内容	事業内容	事業内容		
緑資源機構が施工する、緑資源幹線林道若桜江府線用瀬・三朝区間の受益者賦課金に対して、事業の推進と賦課金の負担軽減を図る。  事業の概要 ○大規模林道整備事業 ・緑資源幹線林道若桜江府線用瀬・三朝区間の受益者賦課金に対する一部補助 (事業年度:昭和59年～平成17年度で完成 補助金の支払:平成37年度までの予定) ○林道開設対策事業 ・林道石谷線、林道林の谷線、林道神の谷線開設に対する受益者賦課金の一部補助 (事業年度:昭和62年～平成7年度 補助金の支払:平成26年度まで)  事業の対象者(交付先) 大規模林道用瀬三朝区間受益者組合	・緑資源幹線林道若桜江府線用瀬・三朝区間の受益者賦課金に対する一部補助 完成延長:25.6km ・林道石谷線、林道林の谷線、林道神の谷線開設に対する受益者賦課金の一部補助 完成延長:石谷線670m 林の谷線2,265m 神の谷線1,540m	・緑資源幹線林道若桜江府線用瀬・三朝区間の受益者賦課金に対する一部補助 完成延長:25.6km ・林道石谷線、林道林の谷線、林道神の谷線開設に対する受益者賦課金の一部補助 完成延長:石谷線670m 林の谷線2,265m 神の谷線1,540m	・緑資源幹線林道若桜江府線用瀬・三朝区間の受益者賦課金に対する一部補助 完成延長:25.6km ・林道石谷線、林道林の谷線、林道神の谷線開設に対する受益者賦課金の一部補助 完成延長:石谷線670m 林の谷線2,265m 神の谷線1,540m		(注1) 事業内容は、①緊急性、②地域の実情、③効果、④熟度、⑤有利財源の確保の観点により、毎年ローリング(見直し)する中で変更していくことがあります。  (注2) 事業費(財源内訳)は、社会経済情勢の推移や行財政改革の推進、中長期的な財政事情などにより、毎年ローリングする中で見直しを行い、当該年度の予算編成で精査することとなります。	
事業費(百万円) ※百万円未満の事業費は、百万円に切り上げています。	H19決算額	H20決算額	H21決算額	H22予算額	H19～H22合計	
	40	51	49	50	190	
財源内訳(インプット)	40	51	49	50	190	
一般財源	40	51	49	50	190	
国庫支出金						
県支出金						
起債( )						
その他( )						